

製造方法の技術基準の改正省令、例示基準について

本資料は、火薬類取締法施行規則の改正(令和3年経済産業省令第9号)における、改正前後の規則本文と例示基準の対応を示す参考資料として作成したもの。実際の運用にあたっては、必ず施行文を確認すること。

<第5条第1項>

<第5条第1項>改正前の規則	改正後の規則	例示基準
<p>【改正前の規則】 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p>		
<p>【改正前の規則】 一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。</p>	<p>【改正後の規則】 一 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号炎管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 一の二 前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、あらかじめ火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲を、火工品にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 一の三 可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むように製造すること。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二 危険区域内には、作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 三 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 四 危険区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 五 危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。</p>	<p>【改正後の規則】 六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第6号に規定する異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除すること。 2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて工室又は火薬類一時置場の付近に散水すること。</p>
<p>【改正前の規則】 七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を<u>たい積しないこと。</u></p>	<p>【改正後の規則】 八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を<u>堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 九 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 十 火薬類の製造上特に温度に関係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。</p>	<p>【例示基準】 なし</p>

＜第5条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
<p>【改正前の規則】 十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、<u>手入れを怠らないこと。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、<u>不具合のある場合は使用しないこと。</u></p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、必ず当該工室の外において、<u>製造保安責任者の指示に従ってその機械、器具又は容器に付着又は浸透した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、<u>製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第12号に規定する機械、器具又は容器を修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 当該工室の外において、修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去した後で修理に着手すること。 2. 当該工室の外で修理を行うことが困難である場合には、修理に着手する前に次の措置を講ずること。 イ 工室内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。 ロ 修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。</p>
<p>【改正前の規則】 十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、<u>あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、<u>製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第13号に規定する危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときの危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。 2. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の内面や機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。</p>
<p>【改正前の規則】 十四 危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 十五 火薬類の廃棄又は不良品は、<u>一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十五 火薬類の廃棄又は不良品は、<u>危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。</u></p>	<p>【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第15号に規定する火薬類の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。 2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。</p>
<p>【改正前の規則】 十六 火薬類並びにその原料及び半製品(以下この号において「火薬類等」という。)の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、<u>火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れないこと。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十六の二 原動機をもつ車両は、<u>火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第16号の2に規定する飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、常に清掃し飛散した火薬類が存在しない状態とすること。 2. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、発散する可燃性ガスの濃度が爆発下限界の1/4以下である状態とすること。 3. 1. 又は2. の場合において、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散したときは、直ちに車両を停止させ、飛散した火薬類の粉末又は発散した可燃性ガスを除去するまで車両を動かさないこと。</p>
<p>【改正前の規則】 十七 火薬類、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、<u>一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の場所で危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、<u>廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第17号に規定する火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して、一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。</p>
<p>【改正前の規則】 十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、<u>それぞれ一定の場所で行うこと。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、<u>それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと</u></p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、この限りでない。 イ 一定の日乾場において日乾場において日乾作業を行う場合 ロ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合 ハ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合</p>	<p>【改正後の規則】 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の<u>いずれかに</u>該当する場合は、この限りでない。 イ 一定の日乾場において日乾場において日乾作業を行う場合 ロ <u>一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合</u> ハ <u>一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合</u></p>	<p>【例示基準】 なし</p>

＜第5条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
<p>【改正前の規則】 二十 火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装(容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料をいう。以下同じ。)に収納すること。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。</p>	<p>【改正後の規則】 二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>二十二 削除</p>		
<p>二十三 削除</p>		
<p>【改正前の規則】 二十四 外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木又はすのこ(その表面にくぎ等の鉄類を表さないこと。)を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。</p>	<p>【改正後の規則】 二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、<u>通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。</u></p>	<p>【例示基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施行規則第5条第1項第25号に規定する通気を確保するために講ずる火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 無煙火薬を火薬類一時置場の内壁から30cm以上離すこと。 2. 無煙火薬は次のいずれかを使用して存置すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 枕木 ロ すのこ(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの) ハ パレット(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの) ニ 棚(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの) ●施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 荷崩れによる落下を防ぐため平積みとすること。 2. 安全に搬出入するため、無煙火薬を積む高さは1.8m以下とすること。
<p>【改正前の規則】 二十六 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができる期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合には、<u>見張をつける等盗難防止の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>【改正後の規則】 二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、<u>見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。</p>	<p>【改正後の規則】 二十八 <u>赤りん</u>を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグナリウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 三十一 球状の打揚煙火の外殻のはり付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 三十一 球状の打揚煙火の外殻の<u>貼り</u>付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 三十一の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 三十一の三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。</p>	<p>【改正後の規則】 三十二 <u>赤りん</u>を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 三十三 薬紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>

＜第5条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
<p>【改正前の規則】 三十四 雷薬又は澆剤の配合作業又はてん薬作業を行う際には、次の各号の措置を講ずること。 イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。 ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。</p>	<p>【改正後の規則】 三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第34号に規定する帯電した静電気を有効に除去するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 衣類、履物及び必要に応じ手袋は、静電気の帯電を防止するものを着用すること（雷薬又は澆剤の配合又は填薬作業を行う場合を除く。）。 2. 雷薬又は澆剤の配合又は填薬作業を行う際には、次の措置を講ずること。 イ 衣類は、静電気の帯電を防止するものを着用すること。 ロ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。 ハ ふるい、たらい及び小分け用スコップは導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。 (※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第4条第1項第22号の4の基準にも留意すること。</p>
<p>【改正前の規則】 三十五 噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。 イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。 ロ 噴出薬のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。 ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。 ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。 ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。 へ 手筒煙火であって、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの（以下「特定手筒煙火」という。）の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。</p>	<p>【改正後の規則】 三十五 噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。 イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。 ロ 噴出薬の填薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。 ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。 ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。 ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。 へ 手筒煙火であって、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの（以下「特定手筒煙火」という。）の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。</p>	<p>【例示基準】 なし</p>

<第5条第2項>

＜第5条第2項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
<p>【改正前の規則】 2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、<u>前項各号</u>に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>【改正後の規則】 2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、<u>前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号</u>に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p>	
<p>【改正前の規則】 一 不発弾等は、<u>あらかじめ一日</u>に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。</p>	<p>【改正後の規則】 一 <u>あらかじめ一日</u>に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 三 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 四 信管を有する不発弾等は、信管の分離作業等においてその信管を起爆させないように慎重に取り扱うこと。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 五 不発弾等を収納する容器包装には、不発弾等の種類、信管の有無、危険性に関する分類その他の不発弾等に関する情報を表示すること。</p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>

＜第5条の2第1項＞

＜第5条の2第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	【改正後の規則】 改正なし	
【改正前の規則】 一 特定硝酸アンモニウム系爆薬の成分配合比の範囲及び1日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。ただし、1日に製造する最大数量は、1日の消費見込量以下とする。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二 移動区域内には、製造、消費その他の作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 四 移動区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 五 移動区域内においては、特に丁寧な作業を行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を <u>固定する。</u>	【改正後の規則】 六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を <u>固定すること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室において <u>しなければならない。</u>	【改正後の規則】 七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室において <u>しなければならない。この場合において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講じること。	【改正後の規則】 八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを <u>防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条の2第1項第8号に規定する異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 移動式製造設備は、常に清潔に掃除すること。 2. 強風の場合には、砂じん等の飛揚を防ぐため、必要に応じて移動式製造設備の付近に散水すること。
【改正前の規則】 九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。	【改正後の規則】 九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を <u>た</u> 積しないこと。	【改正後の規則】 十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を <u>堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積するときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十一 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、停滞量及び同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の最大数量を定め、これを超えて特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を存置しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。	【改正後の規則】 十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備し、 <u>不具合のある場合は使用しないこと。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造設備用工室外において、製造保安責任者の指示に従ってその機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。	【改正後の規則】 十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、 <u>製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条の2第1項第13号に規定する移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 移動式製造設備内の特定硝酸アンモニウム系爆薬その他の危険物を安全な場所に移すこと。 2. 移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去すること。
【改正前の規則】 十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は移動式製造設備の改造若しくは修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講じること。	【改正後の規則】 十四 <u>削除</u> （※十三号に統合）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。	【改正後の規則】 十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。	【例示基準】 なし

＜第5条の2第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
<p>【改正前の規則】 十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、<u>一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、<u>危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。</u></p>	<p>【例示基準】 ●施行規則第5条の2第1項第16号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。 2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。</p>
<p>【改正前の規則】 十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着している<u>おそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着している<u>おそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準】 ●施行規則第5条の2第1項第17号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。</p>
<p>【改正前の規則】 十八 <u>特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、一定の場所で行うこと。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十八 <u>削除（※第16号でまとめて読む）</u></p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 十九 毎日の製造及び消費作業終了後、<u>移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りを行う等の盗難防止の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>【改正後の規則】 十九 毎日の製造及び消費作業終了後、<u>移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二十 <u>移動式製造設備をその移動区域外に移動させる場合には、火薬類を設備内に存置しないこととし、十分に清掃を行うこと。</u></p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二十一 <u>移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装てんする場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</u></p>	<p>【改正後の規則】 二十一 <u>移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装填する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</u></p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二十二 <u>特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造上特に温度及び圧力に関係のある作業については、その温度及び圧力の範囲を定め、その範囲内で作業すること。</u></p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>
<p>【改正前の規則】 二十三 <u>移動式製造設備の移動又は特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬若しくは収納する場合は、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。</u></p>	<p>【改正後の規則】 改正なし</p>	<p>【例示基準】 なし</p>